



# 広島県報

定期  
第34号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

告示	保健対策室	一
結核予防法の規定による医療機関の指定	〃	二
結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	〃	二
貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	(商工金融室)	二
基本測量の実施	(土木総務室)	二
公共測量の実施	〃	三
公告		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(文化・県民協働室)	三
林業種苗生産事業者の登録の抹消	(林業振興室)	三
都市計画の変更の案(五件)	(都市企画室)	三
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	三
土地改良区の役員の就任及び退任	(芸北地域事務所)	五
土地改良区の定款変更の認可	(尾三地域事務所)	五
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		六
公安委員会公告		
技能検定員審査(普通)の実施		六
収用委員会公告		
土地収用法施行令の規定による公示送達		七

## 告示

広島県告示第五百四十七号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成十八年五月十一日

名称	所在地	指定年月日
神垣 医院	呉市広横路二一四三二	平成一八・四・一
かじまクリニツク	呉市宮原二六六	一八・四・六
幸城薬局 南隠渡店	呉市音戸町南隠渡一九四	一八・四・一
医療法人社団 スマイル クレア焼山クリニツク	呉市神山三三三	一八・四・一
天 応 南 薬 局	呉市天応南町一九三四一	一八・四・一
オール薬局 焼山店	呉市焼山中央二五九	一八・五・一
森川薬局 対蔵山店	廿日市市対蔵山二一五六	一八・五・一
しげの整形外科リウマチ クリニツク	廿日市市阿品三一六	一八・四・一
医療法人 玉川クリニツク	廿日市市宮内四三二一五	一八・五・一
だて耳鼻咽喉科クリニツク	安芸郡坂町坂西一六三五	一八・五・一
はまもと皮ふ科	安芸郡熊野町二七〇二一	一八・四・一
もみじ薬局 戸河内店	山県郡安芸太田町大字戸河内八一三七	一八・四・一
わかみやメンタルクリニツク	東広島市西条上市町五五三D	一八・五・一
大崎上島町耳鼻咽喉科診療所	豊田郡大崎上島町東野六六二五一	一八・四・一
医療法人社団 天風会 益田整形外科医院	尾道市因島土生町一八九九一一〇	一八・四・一
あおぞら薬局	尾道市新浜一九一	一八・四・一
医療法人社団 喜真会 弘田内科クリニツク	尾道市栗原西二三一	一八・四・一
因島医師会病院	尾道市因島中庄町一九六二	一八・四・一

因島医師会訪問看護ステーション	尾道市因島中庄町一九六二	一八・四・一
巻幡内科医院	尾道市因島土生町一六八六	一八・三・三一
瀬戸田調剤薬局	尾道市瀬戸田町三三三	一八・三・三一
押尾クリニックス	三原市城町一 一二二三一	一八・五・一
にこびん薬局 高木店	府中市高木町四〇七六	一八・四・一
すみれ薬局	府中市元町四五〇一七	一八・四・一
エビス薬局 サングリー	三次市十日市東四 一三〇	一八・四・一〇
ン店	三次市十日市東四 一三〇	一八・四・一〇
こさこ皮ふ科クリニックス	三次市十日市東四 一三〇	一八・四・一八
つくし薬局	三次市四拾貫町九 一	一八・四・一
三上クリニックス	庄原市東城町東城三七五 五	一八・五・一
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城字上町三六二 二	一八・五・一
河本内科胃腸科クリニックス	庄原市板橋町一六四 四	一八・四・一

広島県告示第五百四十八号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。  
 平成十八年五月十一日

名	称	所	在	地	辞	退	年	月	日
神垣	医	院	呉市広横路二 一四 三三二	広島県知事	藤	田	雄	山	平成 一八・三・三一
井上	誠	堂	本庄店 呉市焼山北三 二 一六	一八・三・三一					
しげ	の	整	形	外	科	ス	ポ	ー	ツ
クリ	ニ	ッ	ク	廿日市市阿品三 一 一六	一八・三・三一				
林	医	院	廿日市市廿日市一 八 一八	一八・四・三〇					
玉川	内	科	アレ	ル	ギ	ー	科	ク	リ
リ	ニ	ッ	ク	廿日市市宮内四三二 一 五	一八・四・三〇				
だ	て	耳	鼻	咽	喉	科	ク	リ	ニ
ッ	ク	リ	ニ	ッ	ク	安	芸	郡	坂
ク	わ	か	み	や	メ	ン	タ	ル	ク
ク	リ	ニ	ッ	ク	東	広	島	市	西
					条	上	市	町	五
					五	三	D		
					一	八	・	四	・
					三	〇			

日立造船健康保険組合 因島診療所	尾道市因島土生町二三六八	一八・三・三一
弘田内科クリニックス	尾道市栗原西二 三 一一	一八・三・三一
因島市医師会病院	尾道市因島中庄町一九六二	一八・三・三一
因島市医師会訪問看護ステーション	尾道市因島中庄町一九六二	一八・三・三一
瀬戸田調剤薬局	尾道市瀬戸田町三三三 九	一八・二・二八
押尾クリニックス	三原市城町一 一二二三一	一八・四・三〇
光琳堂 薬局	三原市須波西町七六五 五五三	一八・三・三一

広島県告示第五百四十九号  
 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定によって、次のとおり行政処分を行った。  
 平成十八年五月十一日

- 一 商号又は名称  
フレッシュ
  - 二 氏名  
八田 尚樹
  - 三 主たる営業所の所在地  
広島市中区国泰寺二丁目五 九 五〇一号室
  - 四 登録番号及び登録年月日  
広島県知事(一)第〇二六一三三号 平成十六年六月二十三日
  - 五 行政処分の年月日  
平成十八年四月十二日
  - 六 行政処分の内容  
貸金業の登録の取消し
- 広島県告示第五百五十号  
 国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
 平成十八年五月十一日

一 作業種類  
基本測量(一等磁気測量)

広島県知事 藤 田 雄 山

- 二 作業期間  
平成十八年九月二十五日から平成十八年十月十四日まで
- 三 作業地域  
廿日市市

広島県告示第五百五十一号

国土交通大臣から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

二 作業期間

平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで

三 作業地域

広島市、三原市、尾道市、府中市、東広島市、府中町、海田町

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人福山キリスト教奉仕会	石塚 一	広島県福山市本町一番一六号	この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、また、児童・生徒が放課後や休校日に、健全で有効な時間を過ごすことができるように必要な支援を行う。この他、	・特定非営利活動に係る事業の変更 ・役員の変更 数の変更	平成一八年四月二四日

クリーンなエネルギー（小規模向け太陽光発電、風力発電等）の普及を図る活動を行う。  
これらの活動を通して、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定によって、次の者を生産業者登録簿から抹消した。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
六三四	小 桜 利 之	神石郡神石町相渡甲二六〇一	採取・精選・幼苗の育成・幼苗以外の苗木養成	小桜種苗園	神石郡神石町相渡

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、備後圏都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。  
なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 都市計画の種類及び名称  
備後圏都市計画道路 一・四・四〇一号 尾道三次線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
尾道市木ノ庄町木梨、木ノ庄町畑、木ノ庄町市原、美ノ郷町三成
- 三 都市計画の案の縦覧場所  
広島県都市部都市事業局都市企画室  
尾道市都市部都市デザイン課  
尾道市御調支所地域対策課
- 四 縦覧期間

平成十八年五月十五日から平成十八年五月二十九日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、御調都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。  
なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

御調都市計画道路 一・四・一号 尾道三次線

二 都市計画を変更する土地の区域

尾道市御調町国守、御調町江田、御調町岩根、御調町釜窪、御調町平、御調町大町、御調町岩根、御調町貝ヶ原、御調町下山田、御調町大山田

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

尾道市都市部都市デザイン課

尾道市御調支所地域対策課

四 縦覧期間

平成十八年五月十五日から平成十八年五月二十九日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、世羅甲山都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。  
なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

世羅甲山都市計画道路 一・四・一号 尾道三次線

二 都市計画を変更する土地の区域

世羅郡世羅町大字川尻

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

世羅町企画情報課

四 縦覧期間

平成十八年五月十五日から平成十八年五月二十九日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、三次圏都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。  
なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

三次圏都市計画道路 一・四・一号 尾道三次線

二 都市計画を変更する土地の区域

三次市吉舎町海田原、三次市向江田町、和知町、四拾貫町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

三次市建設部みらい都市室

三次市吉舎支所

四 縦覧期間

平成十八年五月十五日から平成十八年五月二十九日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画下水道を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。  
なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画下水道

芦田川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

福山市箕沖町

三 都市計画の案の縦覧場所  
 広島県都市部都市事業局都市企画室  
 福山市建設局都市部都市計画課  
 府中市建設部下水道課

四 縦覧期間  
 平成十八年五月十五日から平成十八年五月二十九日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年五月十一日

広島県知事 藤田雄山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町鶴江二丁目五九六番二の一部、五九七番二、五九七番二四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区草津新町二丁目二番六九・一一号

大和ハウス工業株式会社

支配人 松浦 守秀

吉田町土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年五月十一日

就任役員  
 広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

職名 氏名 住 所

理事 隅原 孝典 安芸高田市吉田町多治比一七六〇

金田 春登 中馬一〇八

秋廣 美輝 相合一三四六

平田 武幸 高野五六九・二

平本 保之 中馬一五三一

中野 光雄 相合一〇五五

木坂 準次郎 多治比一一四一

大杉 忠雄 山部三三八

山崎 輝夫 多治比三四二一

下津江 博 常友二六五一

信川 耕作 二五四五

退任役員  
 職名 氏名 住 所  
 理事 廣瀬 正三 安芸高田市吉田町高野二八〇・三  
 金田 春登 中馬一〇八  
 茶木原 勝 山部四三九  
 松本 國夫 川本五八三  
 信川 耕作 常友二五四五  
 秋廣 美輝 相合一三四六  
 中野 光雄 相合一〇五五  
 森廣 隆登 常友一八八〇  
 神田 幸三 中馬二〇九五  
 松川 博 五二七  
 大内 春芳 常友二一一一  
 横見 恒昭 多治比三二七〇  
 吉見 幸徳 二二九八  
 隅原 孝典 一七六〇  
 日野 一登 一一〇七・一  
 高橋 弥智雄 中馬一六五八  
 西山 一二三 西浦一一二三

監事  
 松川 博 中馬五二七  
 栗本 勝利 常友二四六七  
 谷口 清昭 川本三八〇・二  
 高橋 弥智雄 中馬一六五八  
 西山 一二三 西浦一一二三  
 吉見 幸徳 多治比二二九八

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定によって、世羅郡世羅西部土地改良区の定款変更を平成十八年四月二十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年五月十一日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

# 公安委員会告示

## 広島県公安委員会告示第34号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年5月11日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0011	告示の日(平成18年5月11日)から3年間	回胴式遊技機	エスエヌケイPK	株式会社SNKKアライモア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14番12号)	左 同
6S0014	同上	同上	エスエヌケイPB	同上	左 同
6P0094	同上	ぱちんこ遊技機	エハラジヤV	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役(群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 同
5S1257	同上	回胴式遊技機	スロツト花満開H2	株式会社ソフリア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左 同
5S1101	同上	同上	スロツト花満開AR1	同上	左 同
6P0116	同上	ぱちんこ遊技機	CRスーパー海物語M55FTX	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 要求 (愛知県名古屋市中千種区今池三丁目9番21号)	左 同
5S1284	同上	回胴式遊技機	L-01	株式会社ラスター 代表取締役 河田 節子 (東京都台東区台東四丁目13番21号)	左 同

平成18年5月11日(木曜日)

(監印) 監 査 印

第 6 2 3 0 号

5S1289	同上	同上	クワコニ クワコニ ズル	株式会社バルツク 代表取締役 中野 純弘 (大阪府大阪市北区本庄 東一丁目1番10号)	左 同
6P0149	同上	ぱちんこ遊 技機	CR真・ 三國無双 V F-T	株式会社ピュナイ 代表取締役 寶田 久治 (東京都渋谷区渋谷三丁 目29番10号)	左 同
6P0157	同上	同上	CR真・ 三國無双 M F-T	同上	左 同

# 公安委員会公告

## 広島県公安委員会公告第35号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月11日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 2 審査の期日  
平成18年6月13日、14日
- 3 審査の場所  
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号  
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者  
道路交通法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法  
規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等

- (1) 申請に必要な書類
- ア 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
  - イ 技能検定員等審査手数料計算表 1通
  - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
  - エ 履歴書 1通
  - オ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し 1通
- (2) 申請書の提出先  
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書の提出期限  
平成18年 6月 6日

**収用委員会公告**

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年五月十一日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者  
有限会社二岡電工 住所不明  
ただし土地登記簿名義人住所  
呉市焼山中央一丁目二〇番一四号
- 二 送達すべき書類の名称  
広島圏都市計画道路事業三・五・九三三号焼山環状線に係る土地収用事件の裁決書
- 三 土地等の表示

所在地番	地目		積		収用する土地の面積 (m)
	公簿	現況	公簿 (m)	実測 (m)	
呉市焼山中 央一丁目 二二六一番 七	宅地	宅地	七・七〇	七・七三	七・七三
二二六一番 八	宅地	宅地	一・四五	一・四六	一・四六

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室  
広島市中区基町一〇番五二号  
(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年五月十五日をもって、その書類の送達が  
あつたものとみなされます。